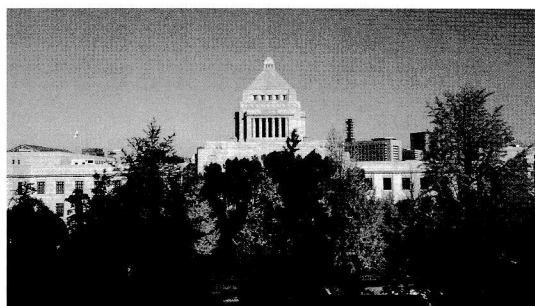


STEP BY STEP

一段と寒くなってきましたが、皆様、いかがお過ごしでしょうか。11月10日、11日、30日と冤罪犠牲者の会事務局で国会議員会館まわりを行ってきました。再審法改正の必要性を訴える請願書を全国国会議員事務所に手渡してきました。ほとんどは秘書対応でした。丁重に対応してくださる秘書もいれば、まったく興味なしという態度の秘書もあります。「訪問お断り」という事務所もありました。（ハンセン病国賠に心血を注いだ徳田弁護士の言葉を借りれば）まさに砂を噛むような作業です。しかし、偶然居合わせた議員が自ら対応してくれて話を聞いてくれる、ということもありました。本当に地道な活動ですが、冤罪犠牲者の会が全国国会議員事務所を訪問する、これは意味があると考えています。



30日の要請行動には今市事件で殺人犯の濡れ衣を着せられている勝又拓哉さんの実弟も参加してくださいました。「今市事件の勝又拓哉の弟です」と彼が言うと、「それは大変な想いをされましたね」と労いの言葉をかけてくださる議員もいました。やはり、冤罪当事者の存在は大きいなと再認識した次第です。

私たちが、まず目指しているのは、1949年から一度も改正されていない再審法の改正です。そのためには再審法改正をめざす超党派の議員連盟を作っていただかなくては何も始まりません。さらに、仮に法案が提出されても、国会議員の51%以上の賛成が得られないと再審法改正は実現しません。再審法の改正が必要なんだと国会議員のひとりひとりに伝えていく活動は今後も続けていきます。



ところで皆様にもお願いがあります。再審法改正を求める意見書を採択した地方議会は11月現在で112議会（1県54市45町12村）となりました。国会に請願するだけでなく、地方議会からも再審法改正の声を上げていかななくてはなりません。皆様がお住まいの地域の議会は意見書採択をしているのでしょうか。まだしていないようでしたら「〇〇県■■市は意見書採択してないよ」と事務局まで情報をお寄せください。（なつし聡）

『再審法改正の実現に向けて』 堀越明男

再審は今、歴史的な転換点を迎えています。2000年代以降、11事件について、再審開始決定が相次ぎ、そのうち5事件で再審無罪が確定しました。直近では湖東記念病院人工呼吸器事件が勝利しました。

しかし一方で、地裁と高裁段階で計3度、再審開始が認められながら、決定が覆された大崎事件。4度目の再審請求も棄却されました。そして、東京高裁が検察の即時抗告を認めた袴田事件など、あくまで再審を阻む理不尽な反動も顕在化しています。「再審制度の不備」は最近、マスメディアでも取り上げられるようになりました。

「再審法（刑事訴訟法の一部）」は戦後、日本国憲法の施行により不利益再審が禁止された以外は、大正11年の旧刑訴法のみで、審理のルールも存在せず、証拠開示については一言の規定もありません。今こそ冤罪者を救う再審制度にすべき改革の時です。再審法改正をめざす市民の会は、再審のためには次のようなルールが必要であると訴えています。

①再審のための証拠を開示せよ

検察が隠していた証拠を開示させたことが無罪の決め手になった事例もある。検察は無罪方向の証拠を平気で隠すので、検察に証拠の開示を義務付けなくてはならない。

②検察の不服申し立てを禁止せよ！

何十年もの困難な戦いを経て再審開始が決定されても検察が不服申し立てをすることが出来る